

欠格条項、一律削除へ

成年後見制度で法案決定

政府は13日の閣議で、認知症や知的障害などで成年後見制度を利用した人が、公務員などの資格を失う各種法律の「欠格条項」を原則として削除する一括法案を決定した。制度利用者の権利を一律に制限してきた規定が人権侵害との指摘があったため、地方公務員

法など関係する188本の法律からなくす。面接や試験で資格保有にふさわしい能力があるか個別に判断することとする。

成年後見制度は、判断能力が十分でない人に代わって、後見人らが財産管理や契約行為を行う制度。制度を利用すると、公務員や弁

成年後見制度は、判断能力が十分でない人に代わって、後見人らが財産管理や契約行為を行う制度。制度を利用すると、公務員や弁

成年後見制度 認知症や知的、精神障害などで判断能力が不十分な人を支援し、財産の権利を擁護する制度。後見人らが預貯金の管理や、福祉サービスの手続などを行う。判断能力に乏しい後見、保佐、補助の3種類があり、家族のほか、

司法書士や弁護士が務めることが多い。2000年に禁治産、準禁治産制度を廃止して導入したが、欠格条項の多くは残っていた。利用者約20万3500人(16年末)で、16年に制度普及を図る法律が成立した。

護士、社会福祉法人の役員などが資格や地位を失うほか、建設業の営業許可が出ないなどの「欠格条項」がある。

内閣府の有識者委員会が昨年まとめた報告書では、欠格条項について「同じ程度の判断能力でも、成年後見制度を利用して人のみ各種資格から一律に排除され、能力を発揮する機会が失われている」とした。

認知症や障害で支援が必要な人は数百万人以上いるとみられるが、成年後見制度の利用者は約20万人にとどまっており、欠格条項が制度の利用をためらわせる要因になっているとの指摘もある。

施行日は資格などによって異なり、法案が成立すれば公布の日には施行されるものもある。

徳山大生が募金活動 下松・障害者支援へ

徳山大(周南市)の学生たちが、下松市の大型商業施設「ザ・モール周南」で募金活動を行った。集まった浄財は、同市社会福祉協議会を通じて市内の障害者施設に届けてもらう。

同大では、熊本地震や九州北部豪雨災害の際にも学生や教員有志が募金活動を行い、被災地に義援金を届けた。今回は同大地域連携センターが、学生たちに社会貢献活動を体験してもらおうと企画した。

10日、同センター長を務める経済学部の宮脇敏哉教授のゼミ生ら14人が参加。学生たちは募金箱を手に、「ご協力よろしくお願いします」と買い物客らに協力を呼びかけていた。

参加した経済学部3年の山田大空さん(20)は「協力してくれる人が多くてありがたかった。障害者の支援に少しでも役立ててもらえれば」と話していた。



募金活動をする学生たち